

＜地域経済の現場からⅡ＞

企業用地造成事業に関する情報公開請求

牧野幸雄

私が居住する愛知県蒲郡市は名古屋から東南方向へ50キロ、JR快速電車で45分の位置にある。東三河といわれる地にあり、隣接市は東が豊川市、その先に豊橋市がある。北隣が岡崎市、北西隣が幸田町である。この蒲郡市で今年から新たに企業用地造成事業が始まった。国道のバイパス道路が一昨年完成し、新たにできたインターチェンジ付近に工場団地を作るというのである。この企業用地の開発について3年前から市は県に対し開発依頼を続けていたが、県は難色を示し続けた上、昨年末、最終的に採算が見込めないとしてこの依頼を断った。ところが、市は市自ら実施すれば採算が見込めるとして事業に着手することを決め、今年3月市議会に関係議案を提案し、議会もこれを承認した。県が採算のとれないとしたものを市なら採算がとれるという、その根拠はいったい何か。誰しも思う疑問だが、議会では一向に明らかにされない。そこで、私は蒲郡市に対して県と市それぞれの試算内容について情報公開請求をしてみたところ、この請求に対する市の決定は驚くべきものであった。まず県の資料は、県と市の協力関係を損なうおそれがあるとし、全面非公開。市の試算文書はほとんど真っ黒に塗られたものが開示された。そこで、この黒塗り文書を知り合いの毎日新聞の記者に見せたところ、市側の言い分を取材してくれた。取材に応じた市の課長は、事業費のおおまかな内訳など議会で答弁したことさえ非公開としていることについて尋ねられると、なんと「議会に対する説明と一個人への説明とは異なる」と述べたのである(2016年4月1日付毎日新聞)。おかげで、毎日新聞の記事の扱いは黒塗り文書の写真入りで10段扱いの大きなものになった。また、全国市民オンブズマン事務局長をしている新海聡弁護士「市民の代表である議会と個人とで区別するのは、情報公開条例の違法な運用と言わざるをえない」とのコメントも掲載された。

このような反響のもと、私は全面公開を求めて異議申立書を提出した。

(※2016年3月までに行われた非公開処分なので

旧行政不服審査法により「異議申立て」となる。4月以降の処分であれば行政不服審査法の改正法の適用により「審査請求」)

異議申立書に対して市から理由書の提出があり、それに対し私から意見書を提出、さらに審査会で口頭意見陳述を行い、3か月待たされたのち、9月17日に市情報公開審査会の答申が出た。その内容はある程度公開範囲を拡大したものの、工事費等積算の肝心な部分は行政の「公正・適正な執行に支障」とし、非公開を認めるものであった。この答申は、公開すると行政執行に具体的にどのような支障があるのか明らかにしなかったという点で批判を受けている。(2016年10月6日付毎日新聞における新海弁護士のコメント「行政への弊害の有無に関する具体的な検討がなされておらず不当だ」)

このように不十分な公開結果に終わったが、それでも今回部分公開された箇所をみると、いくらかわかった点もある。まず売却価格であるが、売却収入と売却面積の記載から割り算をすると、造成後の売却価格を平米当たり4万5千円と積算していたことがわかる。この価格は3月市議会での市の答弁と同じなので、この数字は以前から変わりなく推移してきたようである。問題は費用のほうである。売却収入13億円から費用12億7千万円を引き、差引3千万円と記載されている。ところが、費用欄の「事務費等」は空白となっている。用地費、補償費、工事費の合計で12億7千万円とされ、「事務費等」がゼロなら3千万円の黒字になるというわけである。しかし、愛知県企業庁は地方公営企業であるから、事務費、なかでも人件費を経費から欠かすことはできない。結局、県はこの試算では採算は見込めないと判断したのであろう。もっとも、市が行う場合でも特別会計であるから、人件費は費用に計上しなければならない。そして、事業途上のどこかの段階で、人件費分をコストから除くため、その分を一般会計からの繰入れという形で税金投入を提案してくることが予想される。もしそうなら、その段階で再び当初の試算内容の是非が問われることになる。

一方、議会は圧倒的に推進の立場である。土地の価格を下げて、企業が買ってくれるならそれでもいいのではないかという声さえ聞こえてきそうである。しかし、誘致企業への固定資産税は減免されるだろうし、雇用の確保といっても正規雇用は今の時代にどれだけ増えるだろうか。さらに付け加えれば、

誘致企業が果たして市内企業にどれだけ発注するだろうか。税金、雇用、波及効果といったことを考えると、今の時代、とにかく企業誘致できれば地域経済の振興になると単純に言えるかどうか疑問である。開発事業が赤字となり税金で穴埋めという、多くの自治体が過去何度も経験したことをまたもや繰り返すだけに終わるのではないかと危惧するところである。

ところで、もう一つ、私は市に対する情報公開請求と並行して、県に対しても情報公開請求を行った。4月15日に請求したところ、こちらのほうもほとんど黒塗りの文書を出してきたため、5月15日に審査請求を行い、県からは7月26日に弁明書が届き、これに対する反論書を9月15日に県知事宛てに提

出している。

愛知県の情報公開の不服申立て件数の多さ(昨年442件)も一因と思われるが、県の審査のスピードは極端に遅く、情報公開審査会の答申が出されない状態が続いている。私は非開示文書に対して公開すべきと争うとともに、ほかにも試算文書や蒲郡市との会議録があるのではないかと主張している。県企業庁の主張どおり不存在を認めるのか、あるいは別の文書の所在を見つけてくれるのか。後者となることを審査会に期待しているところである。

(2016年12月31日記)

(京都大学大学院経済学研究科 博士後期課程)